

公 告

契約担当官
陸上自衛隊武器学校
会計課長 鳥倉 文雄



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号 売払0605	調達要求番号 補-2401	物品番号	仕様書番号 GV-Z001013D
品名 または 件名 使用済車両売払い			
部品番号 または 規格			
別紙「材質別内訳」「自動車等番号及び車台番号」のとおりに			
引渡場所 武器学校	引取完了期限 令和6年10月31日		

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の買受」に係る等級がA、B、C、D等級であること。
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊武器学校総務部会計課

4 説明会及び入札執行の日時場所

- (1) 説明会
実施しない。ただし、現物を確認する場合は、事前予約にて対応する。
- (2) 入 札
日 時：令和6年8月27日13：10
場 所：本部庁舎1階入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、該当者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない理由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については更正会社又は再生手続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号においても同じ。）が、他方の会社の役員を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人に現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどアまたはイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 防衛省として、原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。（但し、市場価格方式による場合は除く。）

- (8) 入札参加に必要な業種資格
使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に示す4つの業種資格(引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業)を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時まで下請負承認申請書及び下請負業者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官等の承認を受けた業者に限定する。下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
- (9) 契約担当官等による下請負者への確認
下請負承認申請書に下請負者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は下請負承認申請の承認に当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認し、確認できなかった場合は当該下請負を承認しない。また、電話等による確認は入札日前日1200までとする。
- 8 入札の方法
- (1) 競争は消費税抜きの価格相当額で行うので、入札書には見積もりした金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。
- (2) 郵便入札は「可」とする。
作成した入札書を小封筒に入れ、小封筒表に会社名、入札日、件名及び「入札書在中」と朱書きにより明記して封印したものと、資格審査結果通知書(写)を外封筒に入れ、外封筒にも入札日、件名を記載し、郵便書留等にて入札日前日(入札日の前日が閉庁日の場合は閉庁日前直近の開庁日)の17時00分までに会計課に必着と、発送者の責により到着の確認をすること。
- (3) 1回目の入札において郵便入札があり、落札しない場合の再度入札は、別示する。
- 9 落札決定方法
- (1) 予定価格を超えかつ最高の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 契約金額は落札者の入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
- 10 違約金等
- (1) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (2) 自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。
- (3) 解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。
- 11 入札の無効
- (1) 第2項の参加資格のない者のした入札又は入札条件に違反した入札
- (2) 「入札及び契約心得」第3章第6項に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、又は誓約に反する事態が生じた場合
- (3) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- 12 契約書の作成
- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく「駐屯地用標準契約書」等に示す契約書等を作成するものとする。
- (2) 本契約については、不用物品売払契約条項を適用する。
- (3) 特約条項は、「談合等の不正行為」「暴力団排除」「売払い物品の解体」に関する特約条項とする。
- 13 その他
- (1) 「入札及び契約心得」及び「駐屯地用標準契約書」等について承諾のうえ参加するものとする。
- (2) 入札時には必ず競争参加資格決定通知書(写)を提出するものとする。(事前のFAXによる提出は可とする)
- (3) 入札において代理人が入札する場合は、委任状を提出するものとする。
- 14 問い合わせ先
- (1) 入札に関する事項
〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿121-1
陸上自衛隊武器学校総務部会計課 鳥倉
電話 029-887-1171(内線270)、FAX 029-887-1332
- (2) 事前の現場説明に関する事項
管理課補給班 高嶺(内線243) 石田(内線246)

材質別内訳（車両）

一連番号	品 名	規 格	重量（k g）	備 考
1	鉄屑	鋳物	21,638.2	小型トラック × 5
2		特級	25,911.0	業務車1号 × 1
3		1級及び2級	35,587.8	救急車 × 1
4		級外	2,857.0	大型トラック × 10
5	銅屑	上	338.0	フォークリフト × 1
6		並	48.0	
7	真鍮屑	真鍮	28.0	計 18 両
8		鋳物	52.0	
9	アルミ屑		1,150.0	
10	鉛屑		458.0	
11	ガラス		512.0	
12	ゴム		5,412.0	
13	未価値品		9,023.0	
合 計			103,015.0	

自動車等番号及び車台番号

一連 番号	器材番号	製造年月	器 材 名	主品目 番号	物品番号	車台番号	会社名	備考
1	(01-5035)	H09.09	教育車両73式小型トラック	2211211	2211211	V16-0000440	三菱	管理官倉庫横 1104-0040-3775
2	(01-5916)	H11.11	教育車両73式小型トラック	2211211	2211211	V16-0300123	三菱	管理官倉庫横 1104-0040-3788
3	(01-6630)	H13.01	教育車両73式小型トラック	2211211	2211211	V16-0400546	三菱	S-4横 1104-0034-1341
4	(01-7490)	H14.10	教育車両73式小型トラック	2211211	2211211	V16-0600190	三菱	管理官倉庫横 1104-0040-3799
5	01-8290	H16.09	1/2トラック(指揮・連絡用)(V16BBRSFA)	2111216	232028322645	V16-0800105	三菱	管理官倉庫横 1104-0040-3809
6	(03-0084)	H15.01	教育車両業務車1号	2215111	691022734305	WRY11-300279	日産	管理官倉庫横 0504-0047-9290
7	08-7319	H20.02	救急車(4×2)2ベッド型	2113324	231028328625	TRH221-0011241	トヨタ	管理官倉庫横 0404-0056-9312
8	34-0274	H18.01	3 1/2トラック(6×6SKW476いすゞ)	2111654	232028366725	SKW476-7000434	いすゞ	S-1駐車場 0104-0019-1697
9	34-0283	H18.01	3 1/2トラック(6×6SKW476いすゞ)	2111654	232028366725	SKW476-7000455	いすゞ	S-1駐車場 0104-0019-1709
10	34-0286	H18.01	3 1/2トラック(6×6SKW476いすゞ)	2111654	232028366725	SKW476-7000461	いすゞ	S-4横 0104-0019-1716
11	34-0300	H18.01	3 1/2トラック(6×6SKW476いすゞ)	2111654	232028366725	SKW476-7000494	いすゞ	S-1駐車場 0104-0019-1730
12	34-0307	H18.01	3 1/2トラック(6×6SKW476いすゞ)	2111654	232028366725	SKW476-7000501	いすゞ	S-1駐車場 0104-0019-1745
13	34-0706	H19.02	3 1/2トラック(6×6SKW476いすゞ)	2111654	232028366725	SKW476-7001271	いすゞ	S-1駐車場 0104-0019-1792
14	34-7321	H15.02	3 1/2トラック(6×6SKW475いすゞ)	2111648	232028322685	SKW475-3001818	いすゞ	S-4横 0104-0019-1475
15	34-7651	H15.12	3 1/2トラック(6×6SKW475いすゞ)	2111648	232028322685	SKW475-3002540	いすゞ	S-4横 0104-0019-1488
16	34-7934	H16.11	3 1/2トラック(6×6SKW475いすゞ)	2111648	232028322685	SKW475-7000200	いすゞ	S-4横 0104-0019-1523
17	34-7896	H16.7	3 1/2トラック(6×6SKW475いすゞ)		手書き管理	SKW475-7000108	いすゞ	S-4横 0104-0016-8682

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
使用済車両売払い	GV-Z001013D	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成30年 6月13日
	変 更	令和 6年 3月28日
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済車両の売払い（以下，“売払い”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下，“法律”という。）に規定されるリサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

1.2.3

引取り

法律に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

1.2.4

解体・破砕

法律に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

自衛隊等の敷地

陸上自衛隊が活動の拠点とし、車両を使用・整備する施設をいう。

1.2.6

売払い車両

陸上自衛隊が契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) **仕様書**

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) **法令等**

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成14年政令第389号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1〕

1.3.2 **関連文書**

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44. 10. 1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 **一般的要求事項**

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、法律に示す4つの業種の資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3つの業種を他の業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し、承認を受ける。
- b) 契約の相手方は、過去の売払い車両の解体・破碎及び売払いにおける解体証明書又は破碎証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。
- c) 契約の相手方は、法律に基づき、売払い車両の引取り、引渡し及び解体・破碎を実施するほか、必要な機材、作業車などは、契約の相手方が用意する。
- d) 売払い車両、売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 **引渡し**

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、官側から売払い車両を引渡された段階で、受領書を官側に提出する。
なお、売払い車両の所有権は、4.1の提出書類の提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 契約の相手方は、2.1 a)によって、他の業者に下請けさせる場合は、官側から引渡された売払い車両を、解体・破碎のために他の業者に引渡してもよい。
- c) 契約の相手方は、売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期す。

2.3 **自動車リサイクル券の手続き**

契約の相手方は、売払い車両に添付された自動車リサイクル券について、法律に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 **転売の禁止事項**

契約の相手方は、売払い車両について、外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームは、微細化、圧壊又は溶解して金属材料とする以外は、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合は、損害賠償を請求する。

2.5 **車両の解体・処分要領**

車両の解体及び処分要領は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法律に規定する基準に従い解体・破碎を実施する。
- b) 車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームの解体は、官側が指定する自衛隊等の敷地内の場所で図1～図6に示す要領によって、官側の立会いのもと実施する。ただし、フレームは、

官側が指定する位置だけ切断する。

なお、図1～図6以外の売払い車両の解体は、調達要領指定書によって指定する。

- c) 自衛隊等の敷地において、解体・破碎を実施した場合、廃油などの回収及び使用場所の原状回復を実施する。
- d) 2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームの解体を契約の相手方の施設で行うことを官側が認めた場合、当該解体を行う日時などを事前に官側と調整したうえ、契約の相手方の施設において図1～図6に示す要領により、官側の立会いのもと実施する。ただし、フレームは、官側が指定する位置だけ切断する。

なお、図1～図6以外の売払い車両の解体は、調達要領指定書によって指定する。

- e) 契約の相手方は、下請けさせた他の業者（以下，“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	注記
1	受領書	各 1	a)	売払い車両の引渡し時	様式は、GLT-CG-Z000001の図8による。
2	下請負承認申請書 ^{b)}			入札開始前までに	都道府県知事の許可証 ^{d)} を添付
3	作業工程表			契約書締結までに	2.5 d)によって解体・処分を実施する場合、官側の作業への立会時期を明記する。
4	細部実施要領書 ^{c)}			契約締結後速やかに	—
5	解体証明書 ^{c)}			作業完了後15日以内	様式は、図7による。
6	破碎証明書 ^{c)}				様式は、図8による。

注^{a)} 提出先は、調達要領指定書によって指定する。

注^{b)} 契約の相手方がフロン回収、解体・破碎の全てを行う場合は、除く。

注^{c)} 契約の相手方は、下請負者が解体・破碎を行う場合は、当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。

注^{d)} 様式は、陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1“入札及び契約心得”別紙様式16－1による。

注^{e)} 売払い車両ごとの解体・破碎の時期、場所及び監督・検査の時期を明記する。

4.2 官側の支援

契約の相手方は、自衛隊等の敷地において解体・破碎を行うとき、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受ける。

- a) 自衛隊等の敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

- c) 自衛隊等の敷地において車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームの解体を行う場合、当該作業間の官側の施設及び機材の使用及び借受けに関する事項
- d) 解体・破砕に必要な水道、電気などの使用に関する事項

4.3 安全管理

安全管理は、次による。

- a) 売払いの作業は、安全管理に万全を期する。
- b) 契約の相手方は、4.2 c)について官側の安全管理者の指示に従う。

4.4 売払いに関する保全

- a) 契約の相手方は、4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について、申請手続きのための提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知りえた事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに意図としない損傷を与えた場合は、速やかに監督官へ報告し、原状回復を行う。原状回復が困難な場合は、契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、官側の施設で解体・破砕を行う場合、解体・破砕を行うまでに都道府県知事の許可を得なければならない。
- c) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

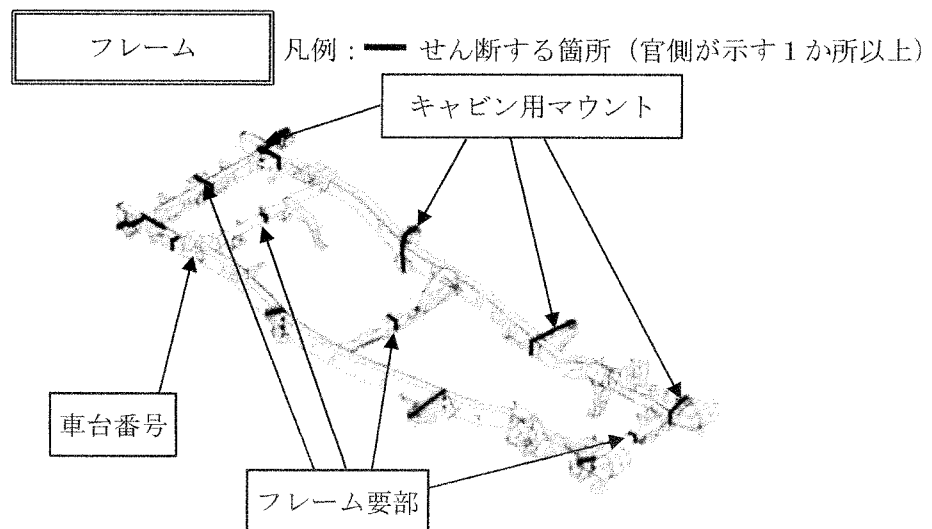
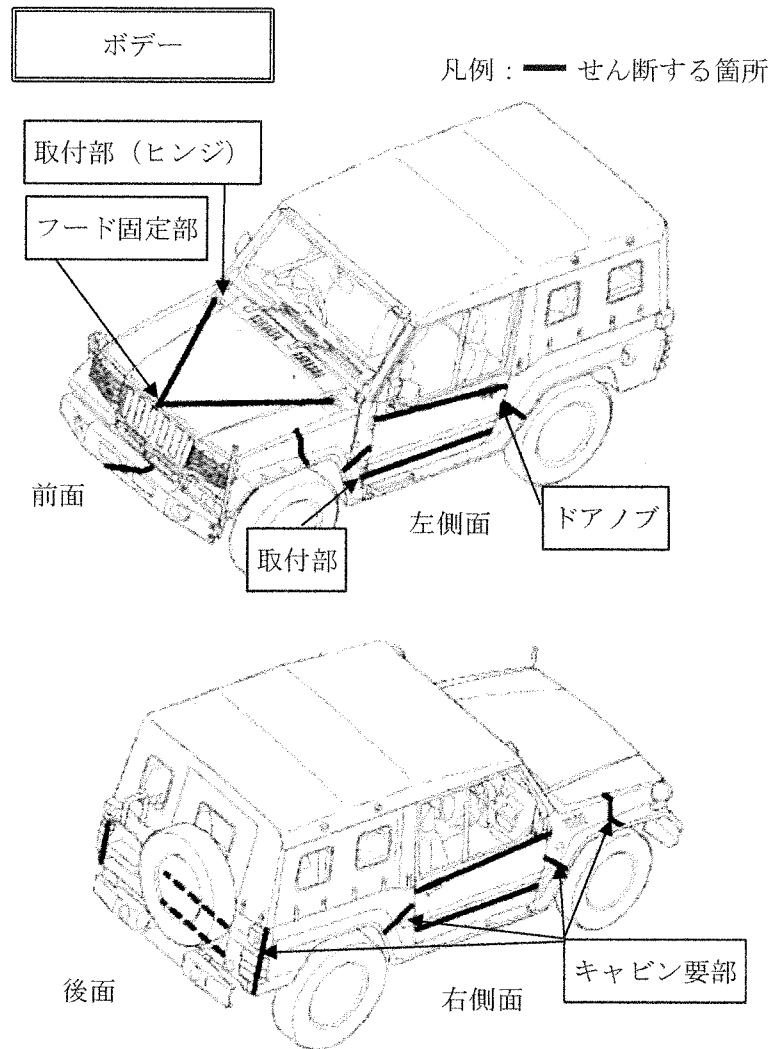
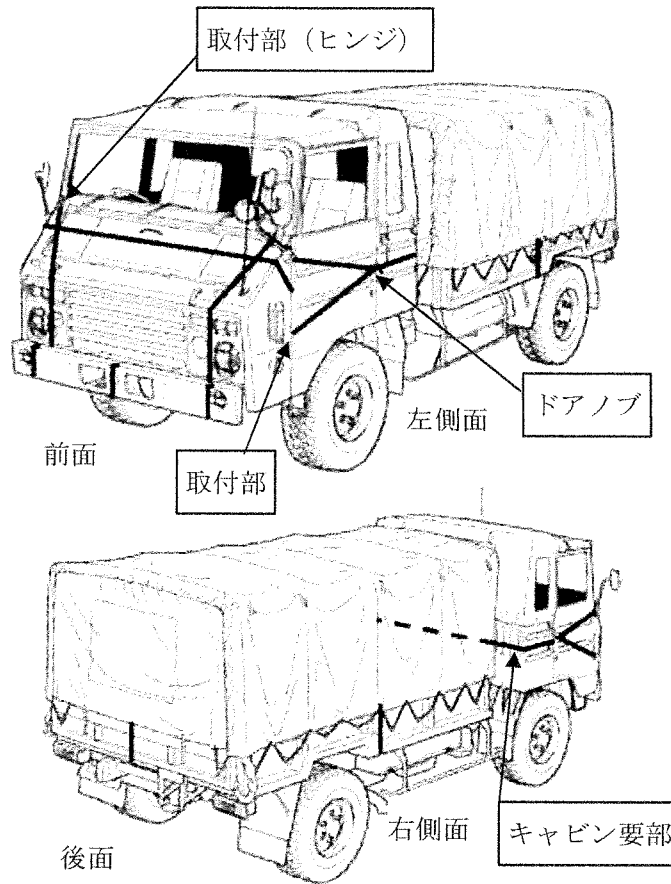


図1－小型トラック外装部品及びフレームの解体・破碎図

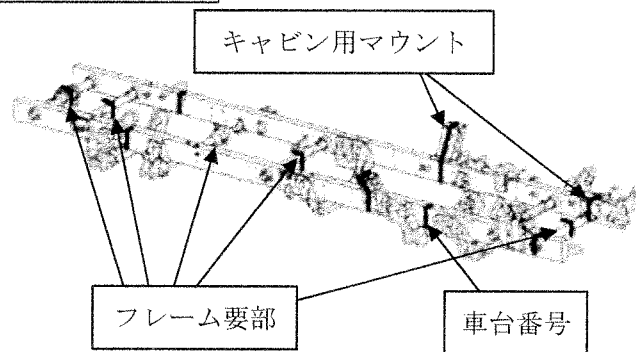
ボデー

凡例：—— せん断する箇所



フレーム

凡例：—— せん断する箇所 (官側が示す1か所以上)



荷台

凡例：—— せん断する箇所

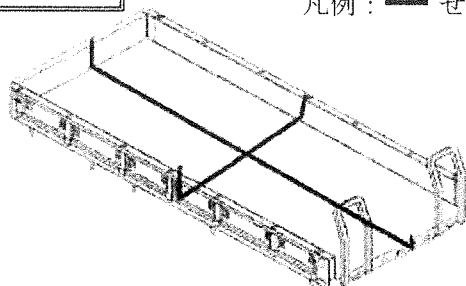
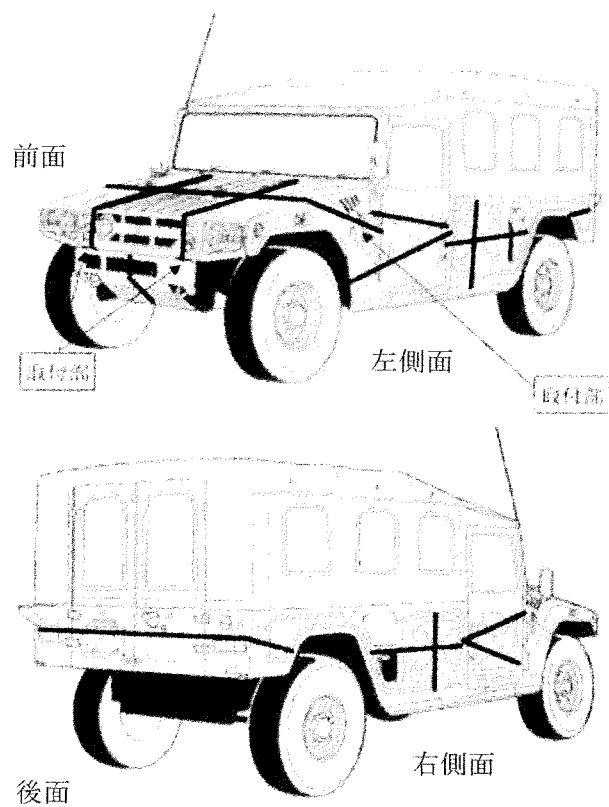


図2—中型トラック外装部品及びフレームの解体・破碎図

ボデー

凡例：—— せん断する箇所



フレーム

凡例：—— せん断する箇所（官側が示す1か所以上）

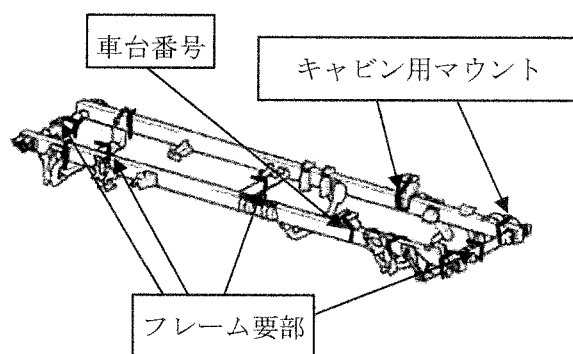
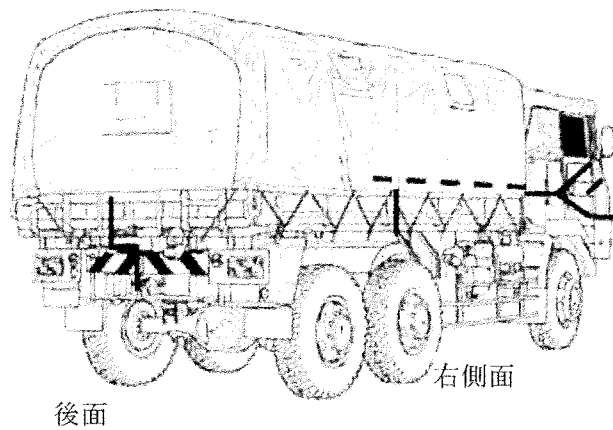
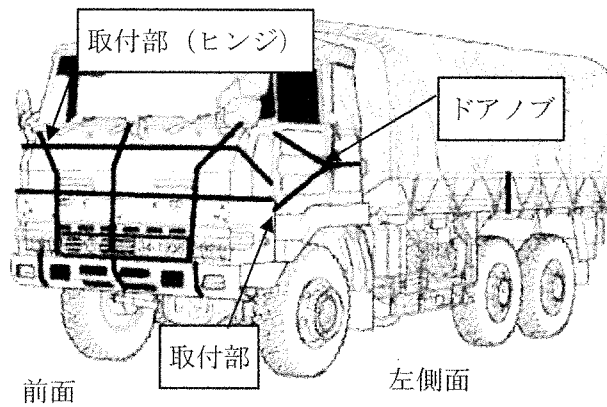


図3—高機動車外装部品及びフレームの解体・破碎図

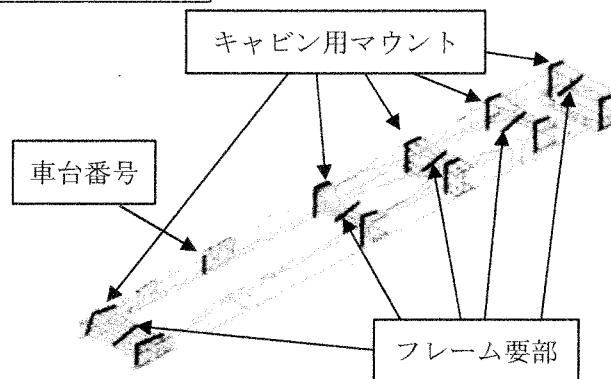
ボデー

凡例：— せん断する箇所



フレーム

凡例：— せん断する箇所（官側が示す1か所以上）



荷台

凡例：— せん断する箇所

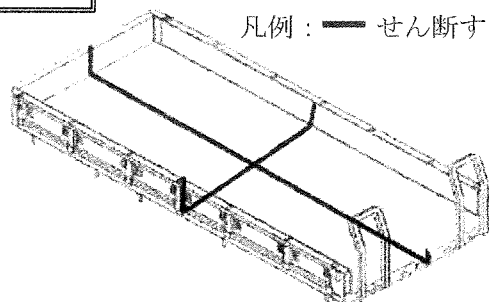
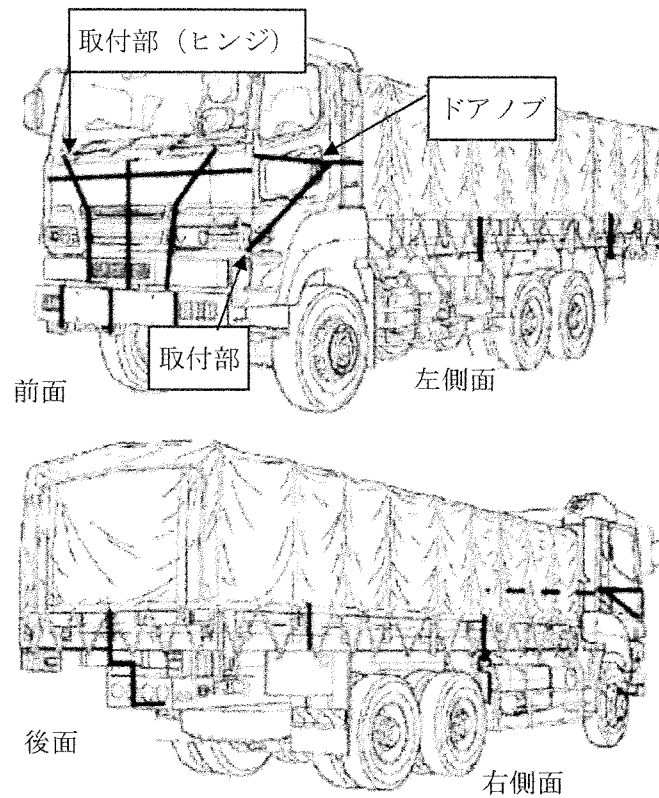


図4－大型トラック外装部品及びフレームの解体・破碎図

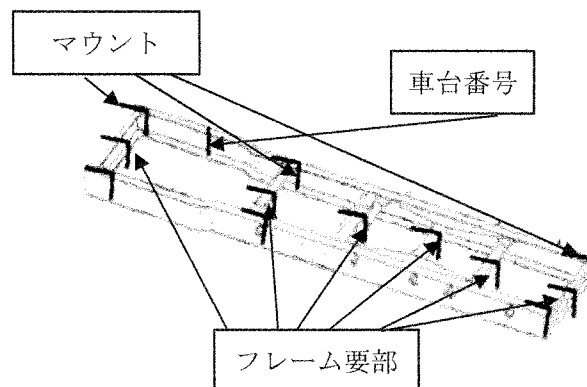
ボデー

凡例：—— せん断する箇所



フレーム

凡例：—— せん断する箇所（官側が示す1か所以上）



荷台

凡例：—— せん断する箇所

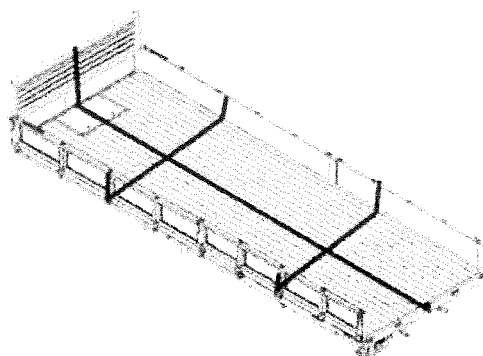


図5ー特大型トラック外装部品及びフレームの解体・破碎図

フレーム

前面

凡例：— せん断する箇所

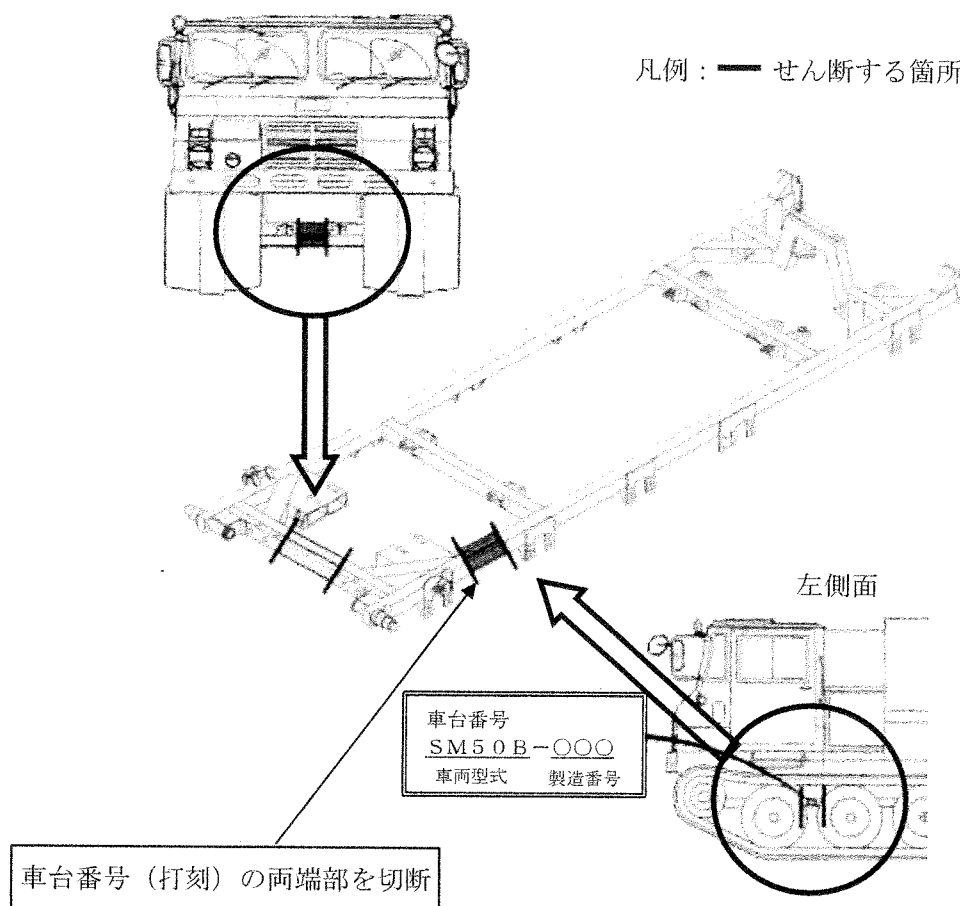


図6―雪上車外装部品及びフレームの解体・破碎図

年 月 日

解体証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇駐屯地 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇
- 6 現地確認実施者 〇〇駐屯地 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇

- ※ 解体実施会社名の欄は、下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は、当該下請負者名を記載し、契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は、経由した事業者全てについて、引渡しを証明する書類を添付）
- ※ 証明書提出立会者の欄は、官側において解体証明書の提出を受けた者が自署
- ※ 現地確認実施者の欄は、外装部品及びフレームの解体に立ち会った者が自署

図7－解体証明書の様式

年 月 日

破 碎 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 破碎実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 破碎実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇駐屯地 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇
- 6 現地確認実施者 〇〇駐屯地 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇

- ※ 破碎実施会社名の欄は、下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破碎を行った場合は、当該下請負者名を記載し、契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は、経由した事業者全てについて、引渡しを証明する書類を添付）
- ※ 証明書提出立会者の欄は、官側において破碎証明書の提出を受けた者が自署
- ※ 現地確認実施者の欄は、外装部品及びフレームの解体に立ち会った者が自署
- ※ 破碎には、電炉等における溶解を含む。

図8－破碎証明書の様式